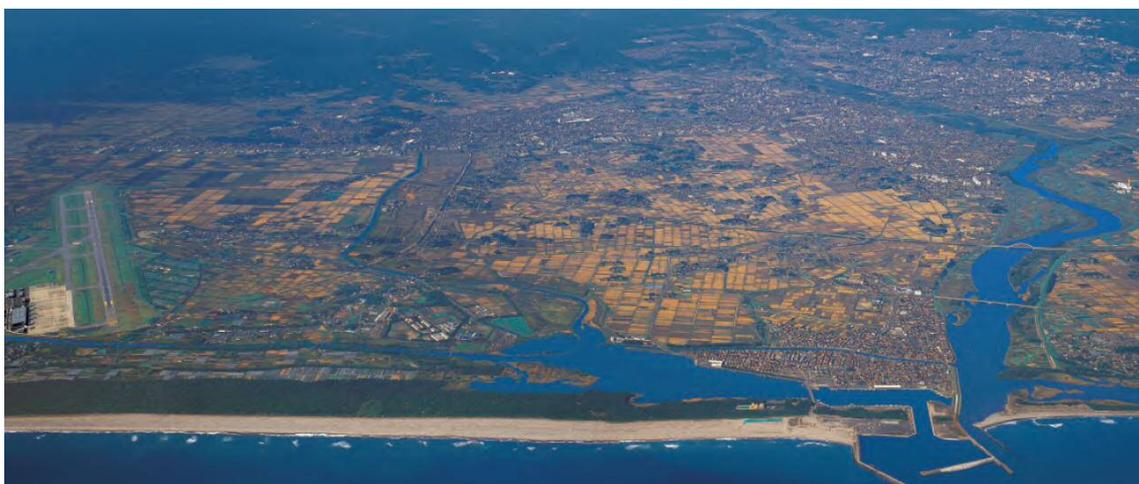


名取市生活排水処理基本計画書



令和3年3月改訂

宮 城 県 名 取 市

目 次

第 1 章 生活排水処理に係る現況	1
第 1 節 生活排水処理の現況	2
1. 生活排水処理の形態	2
2. 生活排水の処理の現状	3
3. 形態別の人口推移	14
4. し尿・浄化槽汚泥の発生量及び処理状況	16
第 2 節 上位将来計画・市内主要河川の状況・規制状況	19
1. 将来計画(開発計画等)	19
2. 主要河川	20
3. 水質環境基準および排水基準	21
第 2 章 生活排水処理基本計画	26
第 1 節 生活排水処理に係る基本理念	26
第 2 節 基本方針	27
第 3 節 計画の前提となる諸条件及び目標値	27
1. 計画の目標年度	27
2. 処理の目標	28
3. 計画処理区域と計画人口	30
4. 将来し尿・浄化槽汚泥収集量	32
第 4 節 処理計画及び目標達成のための施策	34
1. 生活排水の処理主体	34
2. 生活排水処理計画	34
3. 生活排水処理に関する広報・意識啓発の推進	37
4. 浄化槽の適正管理の推進	37
参考編 地域の概況	39
第 1 節 一般概要	39
1. 名取市の沿革	39
2. 地理的、地形的特性	40
3. 気候的特性	41
4. 人口	44

序 論

名取市（以下、『本市』という）は仙台市南部に隣接し、昭和 30 年 4 月 1 日、2 町 4 ヶ村が合併して名取町となり昭和 33 年 10 月 1 日に市制が施行され名取市となった。南部は仙台空港を境に岩沼市に接し、東部は太平洋に面している。

本市は、太平洋の沿岸部に位置し比較的温暖な気候であり、暮らしやすい環境にあること、近年は仙台圏副拠点都市として発展を続け、人口は微増傾向（令和 2 年現在約 79,000 人）となっている。

本市の生活排水処理は、昭和 50 年度から公共下水道の整備が推進されているほか、平成 4 年度からは農業振興地域内における生活環境向上を目的とした農業集落排水事業が着手されている。

名取市としては市全域に関して、公衆衛生の確保と生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的として各種下水道の整備を行うこととしている。

まちづくりの観点や効率的な下水道整備の観点から、公共下水道や農業集落排水による集合処理区域を平成 29 年度に見直し、集合処理区域以外については合併処理浄化槽による個別処理で対応することとして見直しを行うものである。

このため、下水道供用地区における各家庭の下水道接続を推進する一方で、合併処理浄化槽補助（下水道未供用）地区では、単独浄化槽から合併処理浄化槽への置換を促進し、更なる合併処理浄化槽の設置促進を行うことで、市民の生活環境の向上と水質汚濁の改善をもたらすことを目的として、ここに生活排水処理基本計画を策定するものである。

第1章 生活排水処理に係る現況

昭和 30 年代に始まる河川の汚濁は、全国主要都市内の河川から都市近郊の河川にまで予想以上に速く進展し、政府はその対策を急がれていた。昭和 33 年になり水質保全法と工場排水法の 2 法が制定されるが、水質汚濁は昭和 40 年代に入りますます進行し、昭和 42 年に公害対策基本法、そして昭和 45 年には水質汚濁防止法が成立している。この水質汚濁防止法では水質汚濁に関する排水基準の設定や工場排水の規制基準を一元化する事などが盛り込まれ、さらに昭和 55 年には総量規制制度が導入されるなど、水環境における法規制は一段と強化されている。

本市は、東北の中心都市仙台市に隣接する仙台圏副拠点都市として着実な歩みを示し、仙台空港アクセス鉄道の開業等による利便性の拡大、大中規模の開発により工場・事業所等が立地して、市街化の構成が急速に拡充し、産業排水や各家庭汚水の量が増加している背景にある。

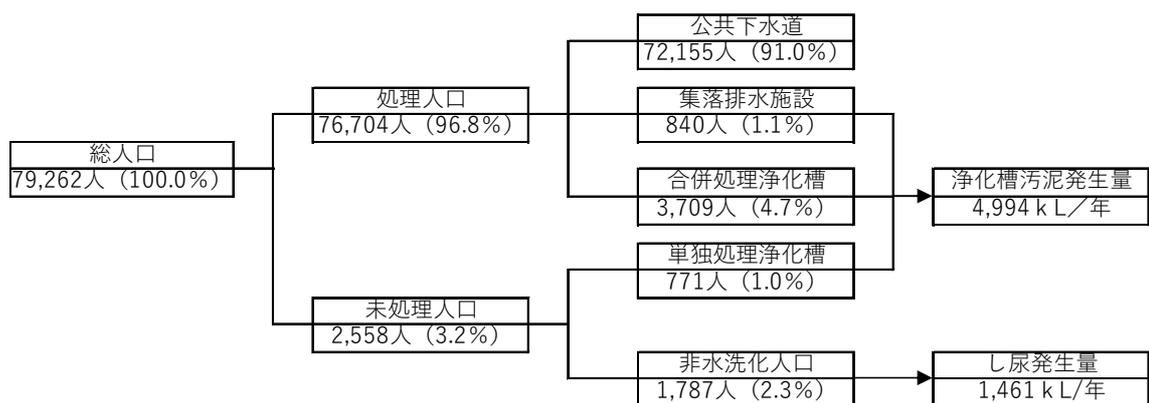
第1節 生活排水処理の現況

1. 生活排水処理の形態

生活排水処理は、し尿及び一般家庭の日常生活や、事業所から排出される雑排水を対象としており、形態別に見ると、表 1.1 に示すとおり、し尿及び雑排水を併せて処理する合併処理と、各々を単独に処理する単独処理に大別できる。また、それぞれについて、汚水を集合させて処理する共同処理と、各発生源で処理する個別処理に細分化することができる。

表 1.1 処理形態別の概要

種 類	機 能	特 徴
公共下水道 農業集落排水 (生活排水 共同処理)	<ul style="list-style-type: none"> し尿と雑排水を管路で収集し、処理施設を設け合併処理する。 発生する汚泥は脱水後処分する。 	<ul style="list-style-type: none"> トイレの水洗化や水路の衛生化が進み生活環境の保全が図られる。 水処理施設を市が一括して管理することができる。 施設建設に費用と時間がかかる。
合併処理 浄化槽 (生活排水 個別処理)	<ul style="list-style-type: none"> 各家庭の敷地内に個人が合併処理浄化槽を設置し、し尿と雑排水を合併処理する。 発生する汚泥は互理名取共立衛生処理組合の委嘱業者によって収集されている。 	<ul style="list-style-type: none"> トイレの水洗化や家庭近辺の排水路の水質改善が図られる。 施設管理は個人による。 公共下水道が整備できない区域でも導入が容易である。
汲取り し尿処理 (し尿共同 処理)	<ul style="list-style-type: none"> 家庭のし尿は互理名取共立衛生処理組合の委嘱業者によって収集されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 排水路等の雑排水による汚濁は解消できない。 現在は新規設置が禁止されていること、また雑排水の処理という観点から早期の更新が望まれる。
単独処理 浄化槽 (し尿個別 処理)	<ul style="list-style-type: none"> 各家庭が敷地内に自ら単独処理浄化槽を設置し、し尿のみを処理する。 発生する汚泥は互理名取共立衛生処理組合の委嘱業者によって収集されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 排水路等の雑排水による汚濁は解消できない。 現在は新規設置が禁止されていること、また雑排水の処理という観点から早期の更新が望まれる。



※人口は令和2年3月末住民基本台帳による

図 1.2 生活排水の処理状況フロー（現況）

(1) 汚水処理整備計画

本市の個別処理区域を除く集合処理区域の整備は、汚水処理整備計画により、公共下水道の他に農業集落排水事業による汚水処理整備を行なっている。

公共下水道計画区域と農業集落排水区域を併せて表現し、汚水処理整備計画区域として図 1.3 に示す

名取市污水处理整備計画区域図

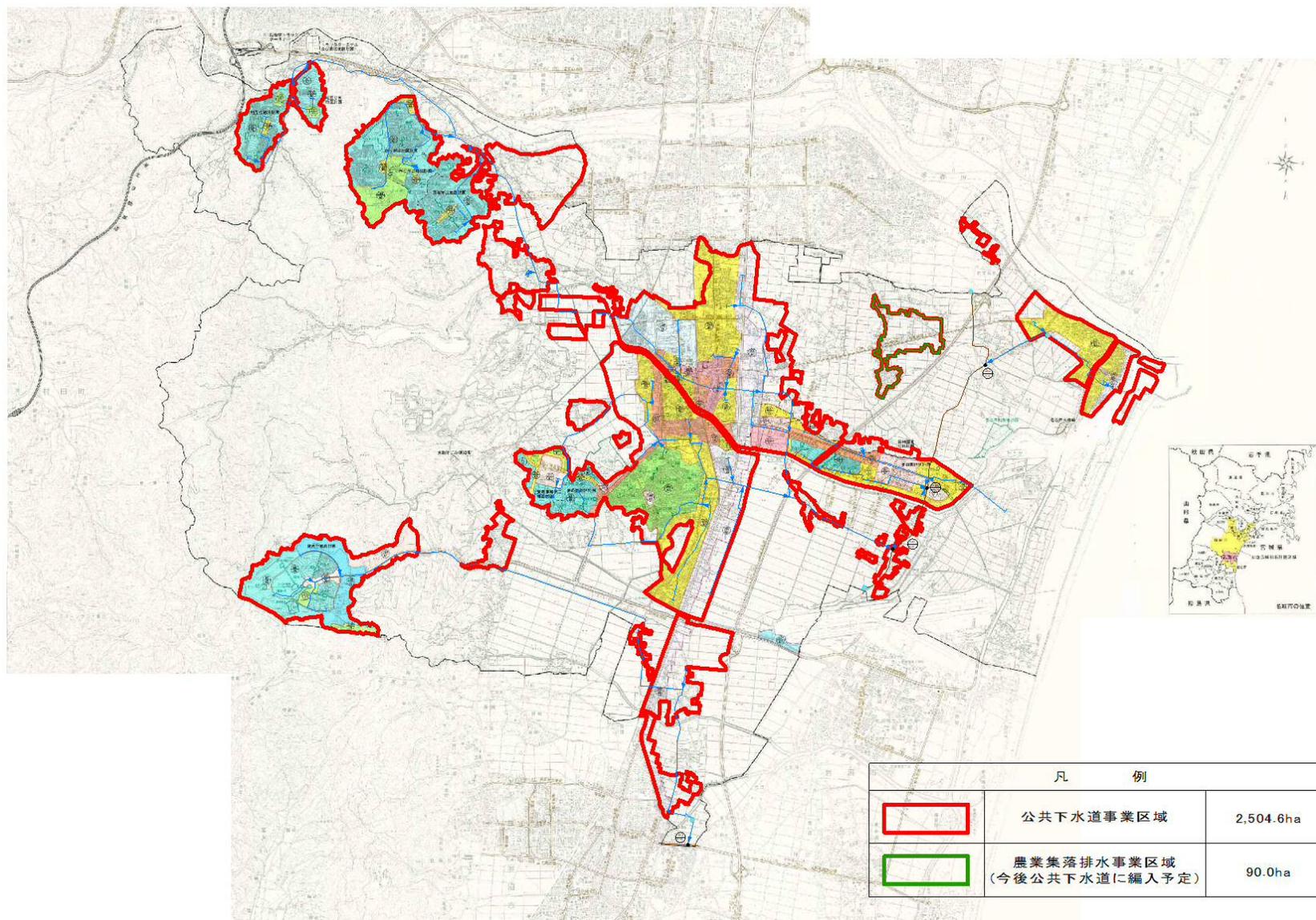


图 1.3 名取市污水处理整備区域

今回、生活排水処理基本計画の策定において、汚水処理整備計画区域以外については合併処理浄化槽による整備区域として設定することで、整備方針を明確にする。

(2) 公共下水道

①公共下水道事業の概要

公共下水道計画は上位計画である名取市新汚水処理施設整備計画に則り、阿武隈川下流流域下水道事業と並行し流域関連公共下水道として整備中である。平成 29 年度に「名取市流域関連公共下水道事業変更認可申請」による計画の見直しが行われ、計画目標年度を令和 17 年度、全体計画処理区域を 2,504.6ha、事業計画（～令和 7 年度）を 2,176.0ha として設定している。

見直しにあたって基本的な考えを以下に示す。

- 下水道未整備地区で投資効果が低い地区は下水道区域外とします。
- 農業集落排水構想地区であったが、経済性を考慮し公共下水道に編入する地区について、下水道区域の拡大を行います。
- これら下水道未整備地区の経済性や必要性について整理を行った結果、下水道全体計画区域【汚水】を 2,504.6ha に変更しました。

全体計画見直し区域図

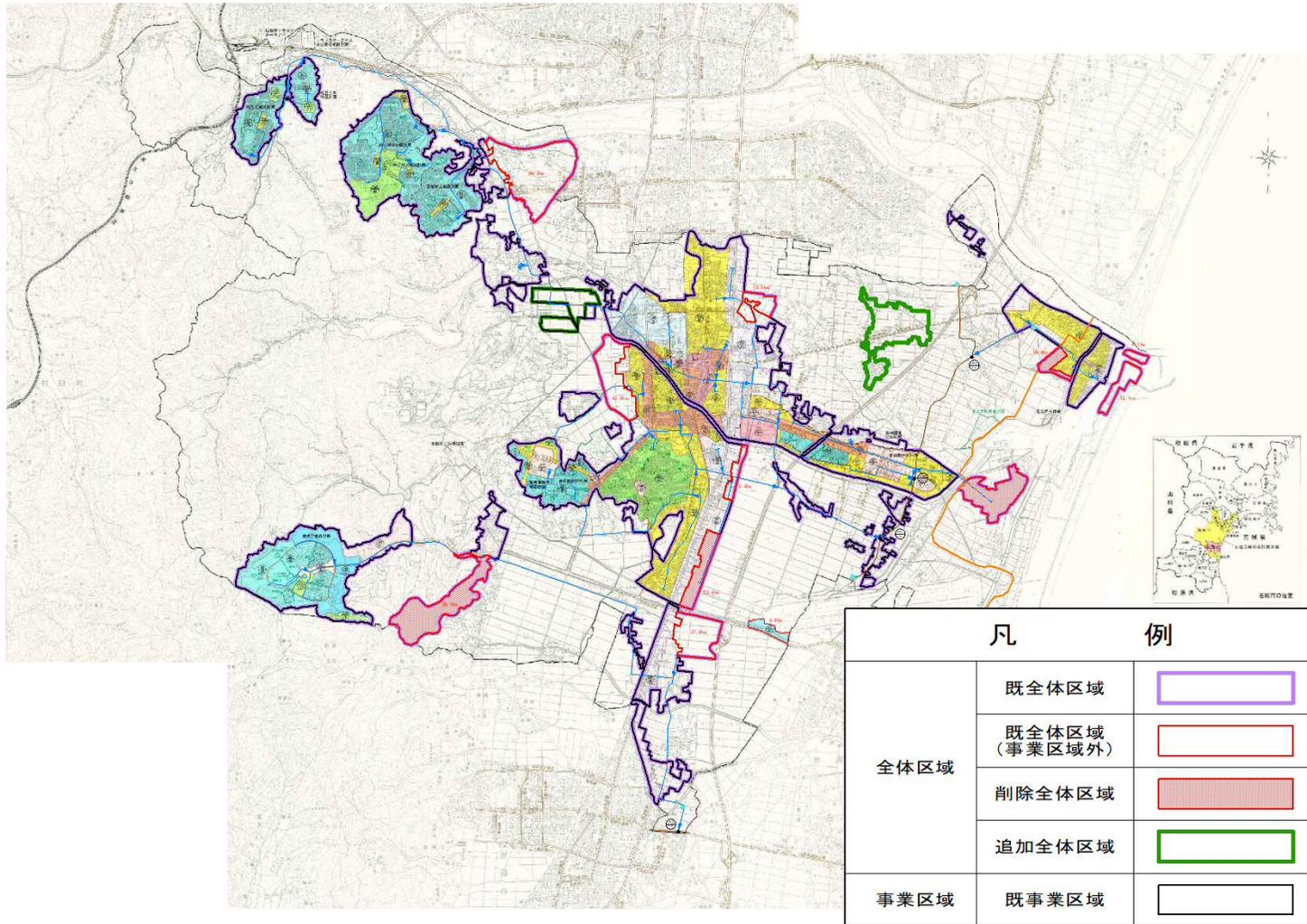


図 1.4 名取市公共下水道区域（見直しの内容）

表 1.2 処理分區別面積(旧計画からの見直し内容)

単位 : ha

	全体計画 (H32~R17)			摘 要
	H29 策定 計画区域	今回変更	増減	
名取第一処理分区	1,679.8	1,679.8	0.0	
名取第二処理分区	148.4	138.0	-10.4	
名取第三処理分区	443.6	385.6	-58.0	
名取第四処理分区	245.1	294.2	49.1	
仙台第一処理分区	7.0	7	0.0	
合 計	2,523.9	2,504.6	-19.3	

以上のことから、名取市における流域関連公共下水道整備区域は、令和17年までに市街化が予想される2,504.6haとする。その内訳を表1.3に示す。

表 1.3 用途地域別面積

区 分	用途指定区域 (H28年度)	全体計画区域 (令和17年度)	単位：ha
			摘 要
第一種低層住居専用地域	481.4	505.0	
第二種低層住居専用地域	0.3	0.30	
第一種中高層住居専用地域	174.80	174.8	
第二種中高層住居専用地域	0.00	0.00	
第一種住居地域	423.5	487.6	
第二種住居地域	64.4	87.0	
準住居地域	101.1	101.1	
近隣商業地域	41.0	57.9	
商業地域	43.2	43.2	
準工業地域	247.1	346.1	
工業地域	144.4	185.1	
工業専用地域	63.4	54.5	
計	1,784.6	2,042.6	
その他の地域	0.0	462.0	
合計	1,784.6	2,504.6	

② 下水道計画人口

下水道計画人口は、令和17年度までに市街化が予想される全体計画区域2,504.6haの計画人口として72,000人と計画する。

また、下水道の処理分区分人口としては旧計画と比較して以下のとおりとなっている。

表 1.4 処理分区分計画人口

単位：人

処理分区分名	既計画 (平成32年度)	今回計画 (令和17年度)	摘要
名取第一処理分区分	50,534	54,990	
名取第二処理分区分	5,306	2,100	
名取第三処理分区分	3,214	4,260	
名取第四処理分区分	5,957	10,580	
仙台第一処理分区分	89	70	
計	65,100	72,000	

(3) 農業集落排水処理事業

本市は、大曲地区で農業集落排水処理事業を実施しており、令和元年度において、約 840 人が接続・供用をしている。

(4) 合併処理浄化槽の現状

① 合併処理浄化槽設置整備補助及び単独処理浄化槽撤去費補助事業の状況

本市は、平成 6 年度より浄化槽設置整備事業により合併処理浄化槽の設置に対して補助を行い、普及促進を図っている。また、既設単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を整備する場合、市より補助を行なっている。令和元年度における合併処理浄化槽により生活排水を処理している人口は、約 3,700 人となっている。

補助対象区域：市街化調整区域内で下記区域を除く合併処理浄化槽設置整備補助区域内

- ・ 公共下水道計画区域(事業認可区域)
- ・ 農業集落排水事業実施区域(大曲地区)

本市が展開している合併処理浄化槽設置整備補助事業による整備状況は、表 1.5～表 1.7 のとおりである。

表 1.5 合併処理浄化槽設置整備補助事業による整備状況

区分 年度	総事業費 (千円)	整備計画実績				人数(人)
		5人槽 基数(基)	6~7人槽 基数(基)	8~10人槽 基数(基)	合計 基数(基)	
H6~28	717,333	177	701	91	969	
H29	16,470	5	17	1	23	
H30	14,665	11	7	1	19	
R元	13,125	7	9	1	17	
合計	761,593	200	734	94	1,028	

※東日本大震災による復興交付金による整備も設置基数に含

表 1.6 単独処理浄化槽撤去費補助事業の状況

区分 年度	総事業費 (千円)	基数 (基)
H20～28	5,453	91
H29	300	5
H30	0	0
R元	60	1
	5,813	97

表 1.7 合併処理浄化槽設置資金利子補給補助事業の状況

区分 年度	総事業費 (千円)	補給件数 (件)
H20～28	2,678	351
H29	6	5
H30	3	2
R元	4	2
	2,691	360

② 合併処理浄化槽の維持管理補助事業の状況

本市は、合併処理浄化槽の普及促進に加え、合併処理浄化槽の維持管理についても、適正な管理を促進するため、維持管理補助事業により、点検・清掃実施の促進を行なっている。現状について、表 1.8 に示した。

水質検査の状況をみると、補助区域内の法的検査結果件数の不適正率が 1%程度見られており、維持管理補助事業制度に合わせて適正な維持管理の啓発を行っている。

表 1.8 合併処理浄化槽維持管理補助事業および水質検査の状況

区分 年度	総事業費 (千円)	維持管理補助	法定検査結果件数		
		基数(基)	適正	不適正	計
H20～28	110,521	7,339	7,339	60	7,399
H29	15,306	1,022	1,022	11	1,033
H30	15,691	1,049	1,049	9	1,058
R元	16,410	1,094	1,094	9	1,103
合計	11,010	25,182	25,188	209	25,397

以上をまとめ、公共下水道・農業集落排水事業と、合併処理浄化槽整備区域について、図 1.5 に示す。

名取市污水处理整備計画区域図

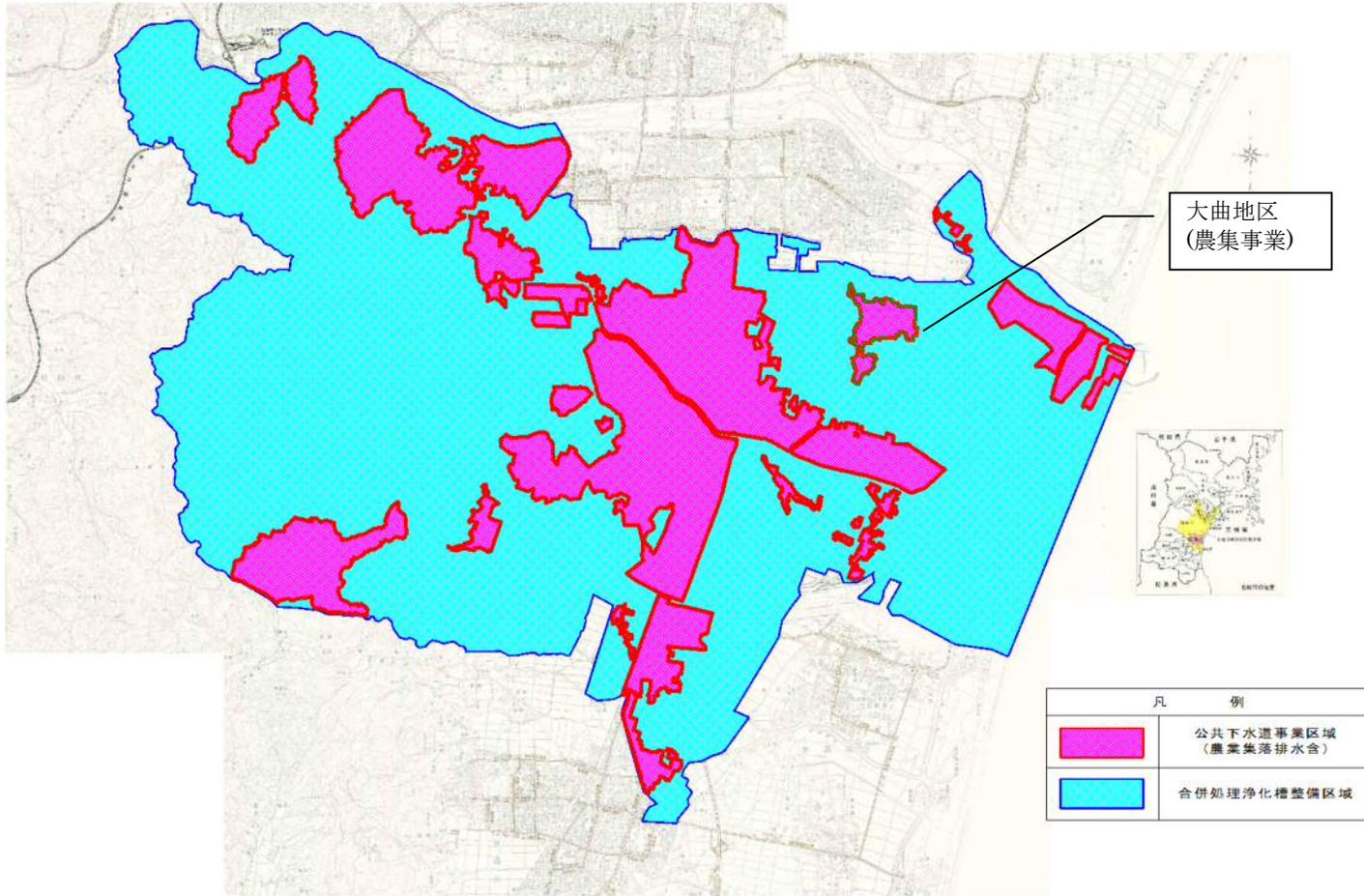


图 1.5 名取市公共下水道・合併处理净化槽整備区域

3. 形態別の人口推移

本市の生活排水処理形態別人口について、表 1.9 に示す。

公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽による生活雑排水処理を行なっている、“生活排水処理人口”は、令和元年度で本市人口の96%を超えている。

非水洗化人口（し尿汲取・単独処理浄化槽人口）は、年々減少傾向を示しており、令和元年度時点では2,558人（総人口の3.2%）となっている。

表 1.9 生活排水処理形態別人口の推移

項目／年度	H27	H28	H29	H30	R1
1.計画処理区域内人口	76,696	77,962	78,299	78,672	79,262
2.水洗化・生活雑排水処理人口	73,676	74,856	75,394	76,007	76,704
(1)合併処理浄化槽人口	3,902	3,862	3,803	3,777	3,709
(2)公共下水道人口	69,069	70,168	70,715	71,366	72,155
(3)農業集落排水処理人口	705	826	876	864	840
3.単独処理浄化槽人口	792	787	774	774	771
4.非水洗化人口（くみ取）	2,228	2,319	2,131	1,891	1,787
5.計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
し尿・浄化槽汚泥収集人口	7,627	7,794	7,584	7,306	7,107
（うち浄化槽(収集対象)人口）	5,399	5,475	5,453	5,415	5,320

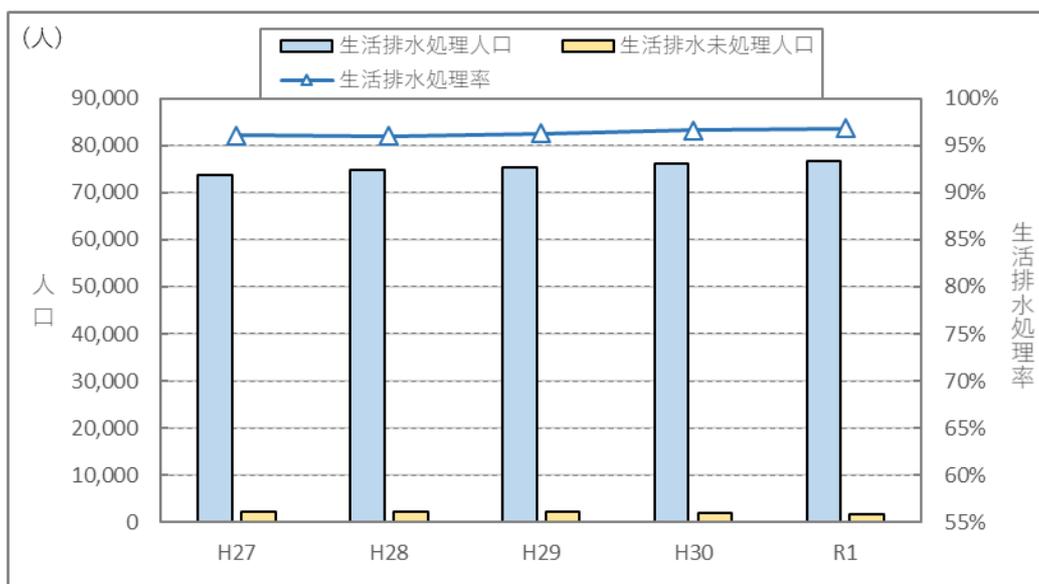


図 1.6 生活排水処理人口・処理率の推移

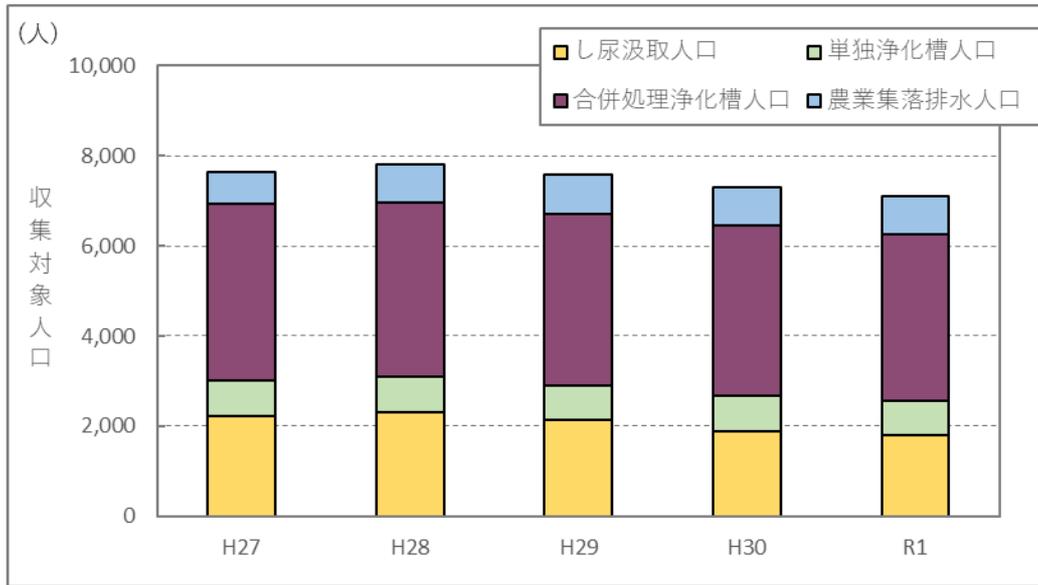


図 1.7 し尿・浄化槽汚泥収集対象人口の推移

4. し尿・浄化槽汚泥の発生量及び処理状況

(1) 収集運搬体制

本市は、し尿・浄化槽汚泥の処理を、2市2町(名取市・岩沼市・亶理町・山元町)で構成する亶理名取共立衛生処理組合で実施しており、し尿・浄化槽汚泥も同組合で委嘱する業者により適正に行われている。

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理状況

本市のし尿・浄化槽汚泥収集量の推移を表 1.4 に示す。

し尿収集量は、減少傾向を示し、浄化槽汚泥収集量は増加傾向を示している。これは、生活排水処理形態別人口におけるし尿汲取人口の減少、浄化槽収集人口の増加とも一致している。

浄化槽汚泥収集量の増加に伴い、収集量全体に占める浄化槽汚泥量は、平成 29 年度の約 73%から約 4%増加している。

し尿・浄化槽汚泥の 1 人 1 日あたり排出量(し尿・浄化槽汚泥原単位)は、平成 29 年度から増加、減少の大きな傾向はみられない。

表 1.4 し尿・浄化槽汚泥収集量の推移

年度	し尿			浄化槽汚泥		
	(kL/年)	人口 (人)	原単位 (L/人・日)	(kL/年)	人口 (人)	原単位 (L/人・日)
H29	1,741	2,131	2.24	4,800	5,453	2.41
H30	1,551	1,891	2.25	4,863	5,415	2.46
R1	1,461	1,787	2.24	4,994	5,320	2.57

出典：発生量：名取市一般廃棄物処理実施計画

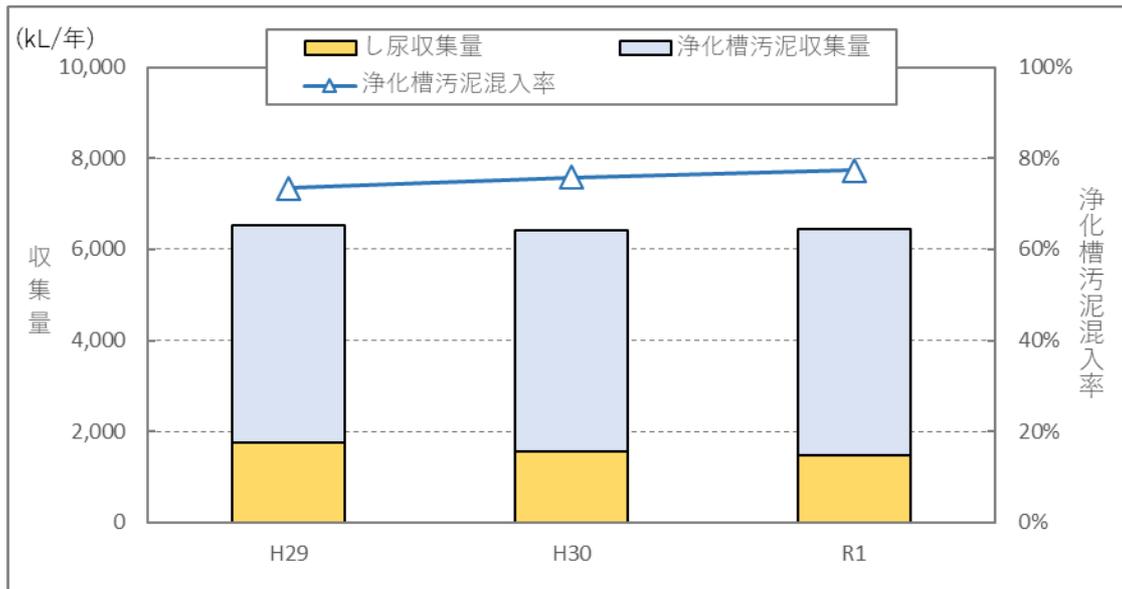


図 1.8 し尿・浄化槽汚泥収集量の推移

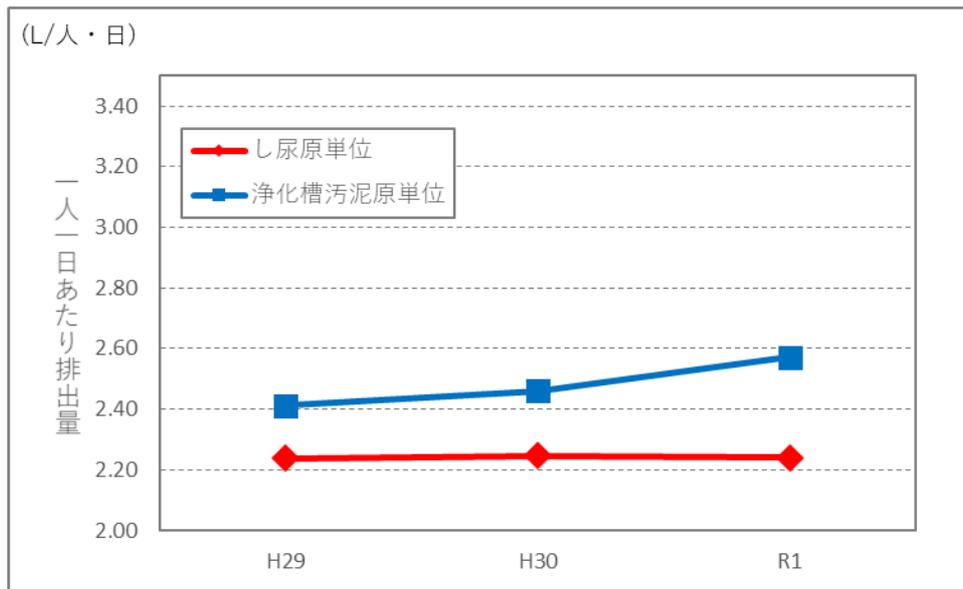


図 1.9 し尿・浄化槽汚泥 1 人 1 日あたり排出量の推移

(3) し尿処理施設の概要

本市が所属する亙理名取共立衛生処理組合は、昭和 38 年 2 月にし尿処理を広域処理するために、名取市、岩沼町(当時)、亙理町及び山元町の 1 市 3 町が構成自治体として広域行政事務組合を設立してし尿処理業務を開始した。

汲取り業務は業者に委託し、し尿処理は、組合により昭和 40 年から組合施設にて処理が行われてきた。当初施設(処理能力 54kL/日)、昭和 47 年から稼働を開始した追加施設(処理能力 75kL/日：第 1 施設)、昭和 53 年より稼働を開始した第 2 施設(処理能力 80kL/日：当初施設は稼働を終了)を経て、平成 6 年より稼働を開始した浄化センター(113 k L/日：し尿 78kL/日・浄化槽汚泥 35kL/日)が稼働し、第 1・第 2 施設が稼働を終了して現在に至っている。

なお、平成 23 年 3 月の東日本大震災の影響により、浄化センターも津波による被害を受けたが、平成 25 年 3 月より再稼働している。

表 1.5 浄化センターの概要

項 目	施設概要等
所在地	岩沼市寺島字川向 45-53
敷地面積	19,962.9 m ²
竣工	平成 6 年 12 月
処理方式	高負荷脱窒素処理＋高度処理方式 乾燥汚泥焼却設備 脱臭設備
処理能力	113kL/日 (し尿 78kL/日・浄化槽汚泥 35kL/日)
工期	平成 3 年 11 月～平成 6 年 12 月
総事業費	3,230,000 千円
備考	

第2節 上位将来計画・市内主要河川の状況・規制状況

1. 将来計画(開発計画等)

名取市は、令和2年に第六次長期総合計画（令和2年度～令和12年度）をとりまとめ、名取市が目指す将来像を、“愛されるふるさと なとり～共に創る未来へつながる～”として、“市民と共にまちを創り、大切なふるさとである名取市を持続可能なまちとして未来へつなげていきたい”としている。

また、仙台圏副拠点都市として、近年人口が増加傾向にあることを踏まえ、市の将来を展望して人口を85,000人として目標を定めている。

国土利用計画については、第六次長期総合計画策定と共に、国土利用計画（令和2年度～令和12年度）を令和2年に策定し、「適正な市土管理と高度利用を実現する市土利用」「自然と共生した美しくうるおいのある市土利用」「災害に強く、安心安全を実現する市土地用」と3つの基本方針を基に、将来の国土利用計画を設定している。

2. 主要河川

本市の主要河川は、表 1.6 のとおりである。

本市の市街地は地形が平坦で周辺部が水田地帯であるため、都市排水は排水路を利用し、主要河川に流入している。

名取川は延長 30km で、本市の北側を西から太平洋に流入している。増田川は流域面積 87.6 km²、延長 19 km、勾配 1/30～1/7,700、現況流下能力 30m³/秒程度の未改修河川となっている。

宮城県および東北農政局では河川および用水路の氾濫による水田地帯被害を防止するため、河川、用排水路の総合開発計画を立て、名取川農業水利事業を昭和 42 年度より一部着手し、昭和 59 年度に事業完了をしている。

なお、東日本大震災により沿岸部の河川は災害復旧事業として復旧整備が行われている。

表 1.6 河川

河川名	区分	水系	延長 (km)	整備状況	
				整備済(km)	整備中(km) <災害復旧含>
名 取 川	一級	名取川	30.0(12.5)	30.0(12.5)	—
増 田 川	〃	〃	19.1	18.1	1.0
中 貞 山 運 河	〃	〃	1.7	0.1	1.6
南 貞 山 運 河	〃	〃	5.4	0.5	4.9
川 内 沢 川	〃	〃	9.4	6.0	3.4
上 町 川	〃	〃	1.0	1.0	—
田 高 沢 川	〃	〃	1.3	1.3	—
七 沢 川	〃	〃	0.9	0.9	—
二 流 沢 川	〃	〃	2.0	2.0	—
五 間 堀 川	〃	阿武隈川	20.7	11.2	9.5
志 賀 沢 川	〃	〃	7.4	7.4	—

資料：平成 30 年度名取市統計書
() は指定区間外 (国管理)

3. 水質環境基準および排水基準

水質汚濁に係る環境基準は、公害対策基本法第9条の規定に基づき設定されるものであり、公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、および生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準である。これは水質汚濁に起因する公害の未然防止を図るためには、発生源の規制にとどまらず、関連の下水道整備の促進、土地利用の適正化および水質監視測定体制の整備等の施策を総合的かつ計画的に推進することが必要であることにより、これらの諸対策の共通の行政目標となるものである。

環境基準は、昭和45年4月21日閣議決定され、その後、基準項目の追加等の一部改正が行われている。環境基準は表のとおりで「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」とに分けられている。

「人の健康の保護に関する環境基準」については、水域の利用のされ方、汚濁源の立地状況といった水域の事情の如何を問わず、人の健康には絶対に有害な9項目について全公共用水域に一律の基準が定められ、直ちに達成し、かつ河川の流量等を問わず、常時維持されるべきものとされている。

一方、「生活環境の保全に関する環境基準」については、生活環境保全の問題は、水質汚濁に関しては基本的に地域的な問題であるという観点から、利水目的とその目的に適合する水質に関する環境上の条件を類型化し、その類型に該当する水域を指定するという、いわゆる「類型指定」の方式をとっている。また、原則として5年以内に達成し、また河川の流量が低水量以上の水量のとき又は、それに相当するような状態のとき維持されるべきものとしている。

表 1.7 環境基準の水域類型

水系・水域	水域の範囲	類型	達成 期間	指 定 年月日	指定 機関
名取川	名取川上流（本砂金川合流点より上流及び釜房ダムに流入する支川を含む。ただし、釜房ダム全域に係る部分を除く。）	AA	イ	S47.4.28	県
	名取川中流（本砂金川合流点から笹川合流点まで（流入する支川を含む））	A	イ	S47.4.28	〃
	名取川下流（笹川合流点より下流）	B	ロ	〃	〃
	笹川全域	C	ロ	〃	〃
	広瀬川(1)（鳴合橋より上流）	A	イ	S45.9.1	国
	広瀬川(2)（鳴合橋から名取川合流点まで）	B	ロ	〃	〃
	大倉川上流（大倉ダム流入口から上流（流入する支川を含む））	AA	イ	H4.4.1	県
	大倉川下流（大倉ダム流出口から広瀬川合流点まで（流入する支川を含む））	AA	イ	〃	〃
名取市内	増田川上流（樽水ダム流入口より上流）	A	イ	S47.4.28	〃
	増田川中流（樽水ダム流出口から小山橋まで）	B	イ	〃	〃
	増田川下流（小山橋より下流）	C	ロ	〃	〃
	下堀用水路全域	C	イ	H17.9.16	〃
	川内沢川（流入する支川を含む）	B	ハ	H4.4.1	〃
阿武隈川	阿武隈川中流(2)（五百川合流点から内川合流点まで）	B	ロ	S46.5.25	国
	阿武隈川下流（内川合流点より下流）	A	ロ	〃	〃
	白石川上流（川原子沢合流点より上流）	AA	イ	〃	〃
	白石川下流（川原子沢合流点より下流）	A	イ	〃	〃
	荒川全域（白石川合流点まで（流入する支川を含む））	A	イ	S54.3.30	県
	松川全域（白石川合流点まで（流入する支川を含む））	A	イ	〃	〃
	芥川全域（白石川合流点まで（流入する支川を含む））	B	イ	〃	〃
二の倉地先	二の倉地先海域（甲）	C	イ	〃	〃
	二の倉地先海域（乙）	B	イ	〃	〃
	二の倉地先海域（丙）	A	イ	〃	〃
岩沼市内	五間堀川（宝橋から下流（流入する支川を含む））	C	ロ	S48.5.29	〃

(1) 排水規制（一律排水基準）

水質汚濁防止法は、工場、事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制する等により公共用水域の水質の汚濁の防止を図り、もって、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としている。

この排水の排出の規制は、各特定事業場から公共用水域に排出される水の汚染状態の許容限度として排水基準を遵守させることにより行われる。

排水基準は、まず水質汚濁防止法第3条第1項に基づき、国が全公共用水域について設定する全国一律の基準を定めることとされているが、この基準は例外なしに全特定事業場が遵守すべき有害物質に係る基準と原則的に全特定事業場が社会的、道義的責務として遵守すべき一般基準および現在での排水処理技術の水準からみて技術的、経済的に直ちに遵守することができない業種について5年間の期限を限って適用する、それよりゆるい「暫定基準」とが設定されている。

(2) 特別排水基準（上乘せ排水基準）

国で定める一律基準は、水質汚濁問題が水域の利水状況、汚濁源の立地状況等により、その態様が異なる地域的な問題であるが、個別の地域の実情を勘案して、その基準値が定められているものではない。したがって、地域によってはこの基準では、水質保全を図るうえで十分でない場合があり、このような地域については、水質環境基準の定められている項目については、水質汚濁に係る公害の発生を防止することを目標として、都道府県知事が全国一律の排水基準より厳しい基準を条例で定めることができるとされている。これがいわゆる「上乘せ排水基準」である。

宮城県においては、昭和47年12月23日に「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」が公布され、水質汚濁防止法第3条第1項の排水基準にかえて適用する排水基準（特別排水基準）および特別排水基準を適用する区域の範囲が定められている。特別排水基準と特別排水基準を適用する区域の範囲を表1.8に示す。

表 1.9 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく特別排水基準

第1欄		第2欄		第3欄							第4欄		
区域		特定事業場		項目及び許容限度							適用排水量 (m ³ /日)		
				生物化学的 酸素要求量 (mg/l)		化学的酸素 要求量 (mg/l)		浮遊物質 量 (mg/l)		ノルマルヘキ サン抽出物質 含有量(mg/l)		大腸菌 群数 (個/cm ³)	
				日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最大		最大	日間 平均
松 島 湾	下水道 整備 区 域	鉄鋳業又は金属製品製造 業に係るもの	20	30	20	30	20	30	2		10以上		
		その他のもの	20	30	20	30	70	90		10			
	その他 の地域	食料品製造業（水産食料品 製造業及び魚粉飼料製造 業を除く）に係るもの	80	100	80	100	70	90					
		水産食料品製造業又は魚 粉飼料製造業に係るもの			100	130							
		死亡獣畜取扱業又はと畜 業に係るもの	60	80	60	80							
		し尿処理施設に係るもの	30										
		鉄鋳業又は金属製品製造 業に係るもの	20	30	20	30	20	30	2				
		砕石業、砂利採取業、旅館 業若しくは飲食店に係る もの又は科学技術に関す る研究等を行うもの	20	30	20	30	70	90		10			
阿武隈川		食料品製造業に係るもの	60	80			70	90			30以上		
		死亡獣畜取扱業又はと畜 業に係るもの	60	80									
		し尿処理施設に係るもの	30										
		砕石業、砂利採取業、旅館 業若しくは飲食店に係る もの又は科学技術に関す る研究等を行うもの											
		その他のもの	30	40			70	90		10			
仙台 市内 水域		全特定事業場	20	30			70	90			25以上		
		その他 の地域	100	130									
石巻地 先 海 域		パルプ、紙又は紙加工品の 製造業に係るもの					100	130			50以上		
二の倉地 先 海 域		パルプ、紙又は紙加工品の 製造業に係るもの					100	130			50以上		
気仙沼湾		全特定事業場									10以上		
万石浦		全特定事業場									10以上		

備考 一 特定事業場に係る業種は、令別表第一の例による。ただし、「食料品製造業」とは同表第二号から第十号まで及び第十二号から第十八号までに掲げる業種を、「金属製品製造業」とは同表第六十二号及び第六十三号に掲げる業種を、「飲食店」とは同表第六十六号の四から第六十六号の七までに掲げる業種をいう。

二 特定事業場は、畜産農業又はそのサービス業に係るもの、共同調理場及び水処理施設を除いたものとする。

三 日間平均による許容限度は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

四 検定方法は、排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）第二条の規定に基づき定められた方法とする。

五 生物化学的酸素要求量についての特別排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての特別排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

第2章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理に係る基本理念

本市では、従来より生活排水による水質汚濁が問題となっており、市内を流れる名取川及び増田川など、市民生活の中で目に触れる河川の水質汚濁状況から、社会的にもその対策の必要性と緊急性が認識されている。

本市における公共下水道及び農業集落排水の整備や、単独浄化槽から合併処理浄化槽への置換が推進されることにより、近年では河川における水質汚濁指標の1つであるBODは、公共用水域における水質測定結果によれば全ての環境基準点において環境基準を満足している。

近年のBODの推移を、表2.1に示す。ここ数年は、生活排水対策の推進の効果もあり、環境基準を十分満たす水質を維持している。

今後も、環境に対する社会の要請に応えるべく、生活排水を適切に処理し、公共用水域の水質の保全を図るとともに、都市機能の健全な発達と公衆衛生の促進を図りながら、市民に対しては生活排水対策の必要性等について啓発を行うものとする。

生活排水処理の目標については、水質の改善を図るにとどまらず、河川等、自然本来の姿の復活を目指すものとする。

表 2.1 市内を流れる河川におけるBODの経年変化

水域名	環境基準点	類型	基準値(mg/L)	測定値(mg/L)					適否
				H26	H27	H28	H29	H30	
名取川	いもくぼ橋	A A	1.0	0.5	0.5	0.5	<0.5	0.6	○
	北川橋	A A	1.0	0.7	0.7	0.7	<0.5	0.6	○
	北向橋	A A	1.0	0.5	0.7	0.7	<0.5	0.5	○
	深野橋	A A	1.0	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.5	○
名取市内河川	増田川薬師橋	A	2.0	0.6	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	○
	増田小山橋	B	3.0	1	0.8	1	1	0.9	○
	増田川毘沙門橋	C	5.0	1.6	0.9	1.5	1.2	1.4	○
	下堀境橋	C	5.0	1	0.8	1.1	1.1	0.7	○

出典：令和元年版 宮城県環境白書

第2節 基本方針

集合処理区域の事業推進・接続率向上による生活排水処理の適正処理を推進する。

個別処理区域におけるし尿汲取・単独処理浄化槽は、早期の合併処理浄化槽への転換を推進・促進する。

第3節 計画の前提となる諸条件及び目標値

1. 計画の目標年度

本計画の目標年度は、循環型社会形成推進地域計画作成マニュアルによれば、“5年を標準とし、7年を上限とする”こととされている。一方、本計画に密接に関連する、公共下水道の全体事業計画は令和17年、長期総合計画は、目標年度を令和12年度と設定しているが、目標年度は本計画と密接関係する公共下水道全体計画と整合を図り、令和3年度を始期とする令和17年度(15年間)を計画目標年次と設定する。

また、収集運搬体制や、し尿処理施設については、組合により運営されており、今後もこの体制を続けることから、目標年度は設定しないものとする。

計 画 目 標 年 度 : 令 和 17 年 度

2. 処理の目標

処理の目標は、生活排水処理率のさらなる向上を目指し、おおむねすべての生活排水を処理することを目標とする。また、処理方式・体制にあたっては、本市の各地区の実情に対応した処理方式を採用するものとする。

表 2.2 生活排水処理の目標

	現在(令和元年度末)	目標年度(令和17年度)
生活排水処理率	96.8	100%

表 2.3 生活排水処理計画人口

(単位：人)

	現在 (令和元年度末)	目標年度 (令和17年度)
1. 行政区域内人口	79,262	85,000
2. 計画処理区域内人口	79,262	85,000
3. 水洗化・生活雑排水処理人口	76,704	85,000

表 2.4 生活排水処理に関する現状と目標

項目／年度		単位	令和元年度 (実績)	令和17年度 (目標)	備考
処理形態別人口	公共下水道人口	人	72,155	80,100	
	農業集落排水処理人口	人	840	0	R6に公共下水道へ移行
	合併処理浄化槽人口	人	3,709	4,900	
	非水洗化人口	人	2,558	0	
	合計	人	79,262	85,000	
し尿・汚泥の量	汲取り尿量	kL/年	1,461	0	
	浄化槽汚泥量	kL/年	4,994	4,435	
	合計	kL/年	6,455	4,435	

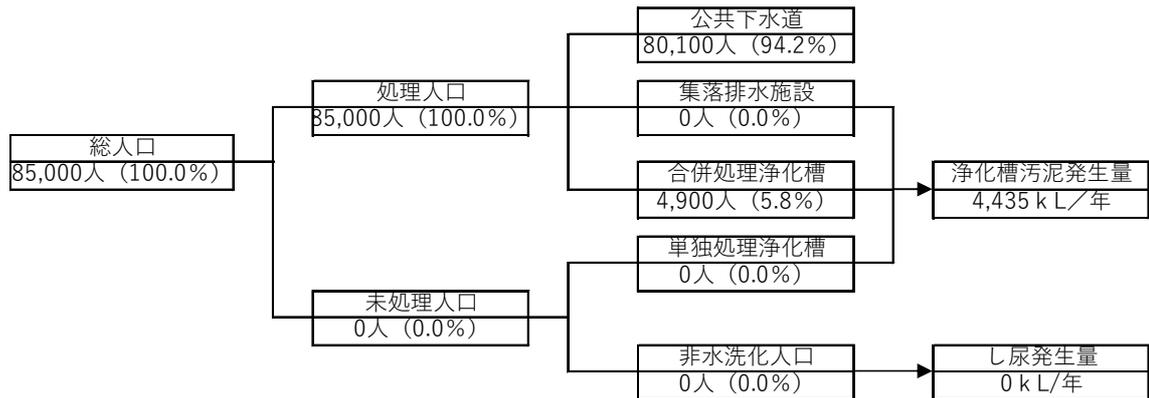


図 2.1 生活排水の処理状況フロー（令和 17 年度）

3. 計画処理区域と計画人口

(1) 計画処理区域

本市の計画区域は、これまでの計画と同様、本市全域(自家処理人口：0人)とする。

(2) 生活排水処理形態別人口の予測

本市の生活排水処理形態別人口の予測は、以下のとおりとした。

○計画処理区域内人口は、長期総合計画では、将来的な展望も含め 85,000 人としているが、本計画と密接に関連する公共下水道全体計画では、令和 17 年度の人口を、78,200 人としている。本計画では、昨今の人口増加傾向を鑑みて（令和 2 年時点約 79,000 人）、令和 17 年度の人口を 85,000 人と設定した。なお、公共下水道全体計画からの増加人口分等については、公共下水道計画人口として調整した。

○公共下水道における、公共下水道計画区域内人口については、上記の計画人口を加味し、令和 17 年度の人口を 80,100 人と設定し、目標年次まで下水道接続人口の向上を図ることで、令和 17 年度(目標年次)における下水道接続人口は、全体計画人口(80,100 人)に対して、100%の接続率と設定した。

○農業集落排水人口は、大曲地区の人口(約 840 人)で固定とし、令和 6 年に公共下水道へ移行することとした。

○非水洗化人口(し尿汲取、単独処理浄化槽)は、減少傾向（1%減）で目標設定し、令和 17 年までに 0 人とする。

○合併処理浄化槽人口は、し尿汲取、単独処理浄化槽からの移行分を見込むものとした。

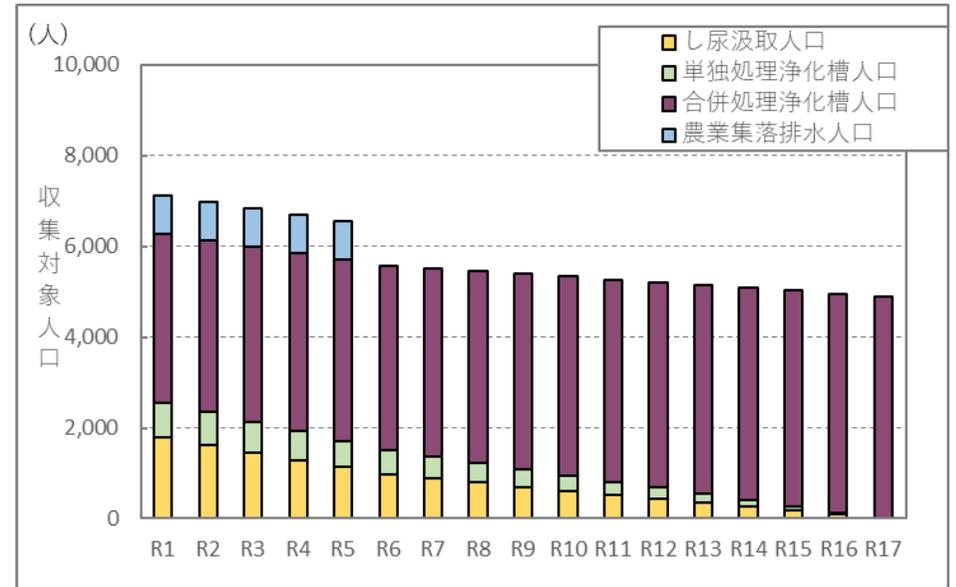
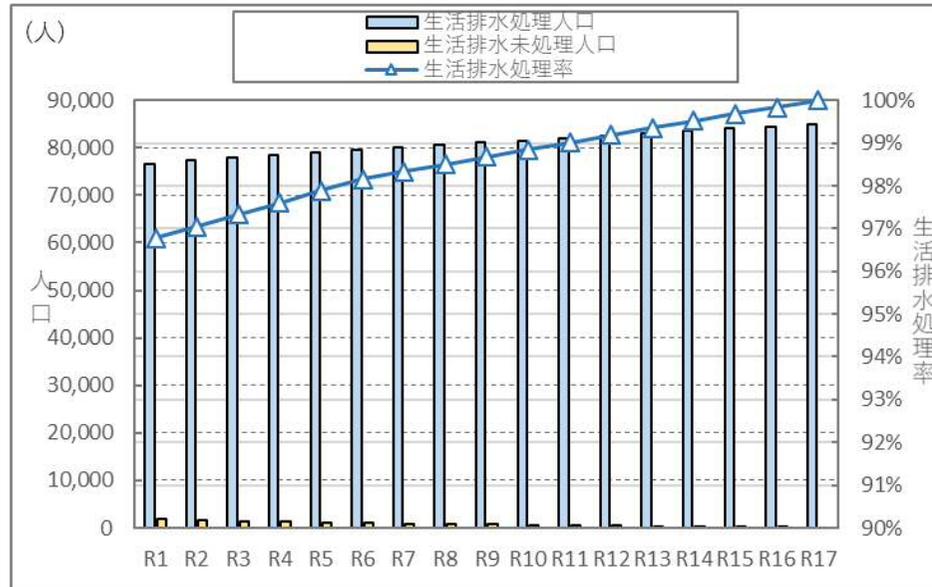
表 2.5 生活排水処理の目標

項目/年度	R1(実績)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	備考
1.計画処理区域内人口	79,262	79,621	79,979	80,338	80,697	81,055	81,414	81,772	82,131	82,490	82,848	83,207	83,566	83,924	84,283	84,641	85,000	
2.水洗化・生活雑排水処理人口	76,704	77,275	77,846	78,417	78,988	79,559	80,054	80,548	81,043	81,538	82,032	82,527	83,021	83,516	84,011	84,505	85,000	
(1)合併処理浄化槽人口	3,709	3,783	3,858	3,932	4,007	4,081	4,156	4,230	4,305	4,379	4,453	4,528	4,602	4,677	4,751	4,826	4,900	
(2)公共下水道人口	72,155	72,652	73,148	73,645	74,141	74,638	75,134	75,631	76,128	76,625	77,122	77,619	78,116	78,613	79,110	79,607	80,104	
(3)農業集落排水処理人口	840	840	840	840	840	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	R6公共へ移行
3.単独処理浄化槽人口	771	723	675	626	578	530	482	434	386	337	289	241	193	145	96	48	0	
4.非水洗化人口（くみ取）	1,787	1,623	1,459	1,294	1,130	966	878	790	703	615	527	439	351	263	176	88	0	
4.計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
し尿・浄化槽汚泥収集人口	7,107	6,246	6,157	6,067	5,977	5,047	5,034	5,020	5,007	4,994	4,980	4,967	4,954	4,940	4,927	4,913	4,900	
(うち浄化槽(収集対象)人口)	5,320	5,346	5,373	5,399	5,425	4,611	4,638	4,664	4,690	4,716	4,743	4,769	4,795	4,821	4,848	4,874	4,900	

実績人口：3月末現在

参考資料：名取市第六次長期総合計画、名取市流域関連下水道全体計画説明書(H29.3)

図 2.2 生活排水処理人口/未処理人口の推移及び収集対象人口の推移



4. 将来し尿・浄化槽汚泥収集量

先に求めた生活排水処理形態別人口より、し尿、浄化槽汚泥の将来収集量見込みを表 2.6 に算定した。

なお、原単位は、過去の実績の平均とした。

表 2.6 将来し尿・浄化槽汚泥収集量の見込み

年度	し尿			浄化槽汚泥		
	(kL/年)	人口 (人)	原単位 (L/人・日)	(kL/年)	人口 (人)	原単位 (L/人・日)
H29	1,741	2,131	2.24	4,800	5,453	2.41
H30	1,551	1,891	2.25	4,863	5,415	2.46
R1	1,461	1,787	2.24	4,994	5,320	2.57
R2	1,327	1,623	2.24 (平均)	4,839	5,346	2.48 (平均)
R3	1,193	1,459		4,863	5,373	
R4	1,058	1,294		4,887	5,399	
R5	924	1,130		4,911	5,425	
R6	790	966		4,174	4,611	
R7	718	878		4,198	4,638	
R8	646	790		4,222	4,664	
R9	574	703		4,245	4,690	
R10	503	615		4,269	4,716	
R11	431	527		4,293	4,743	
R12	359	439		4,317	4,769	
R13	287	351		4,340	4,795	
R14	215	263		4,364	4,821	
R15	144	176		4,388	4,848	
R16	72	88		4,412	4,874	
R17	0	0		4,435	4,900	

出典：発生量：名取市一般廃棄物処理実施計画

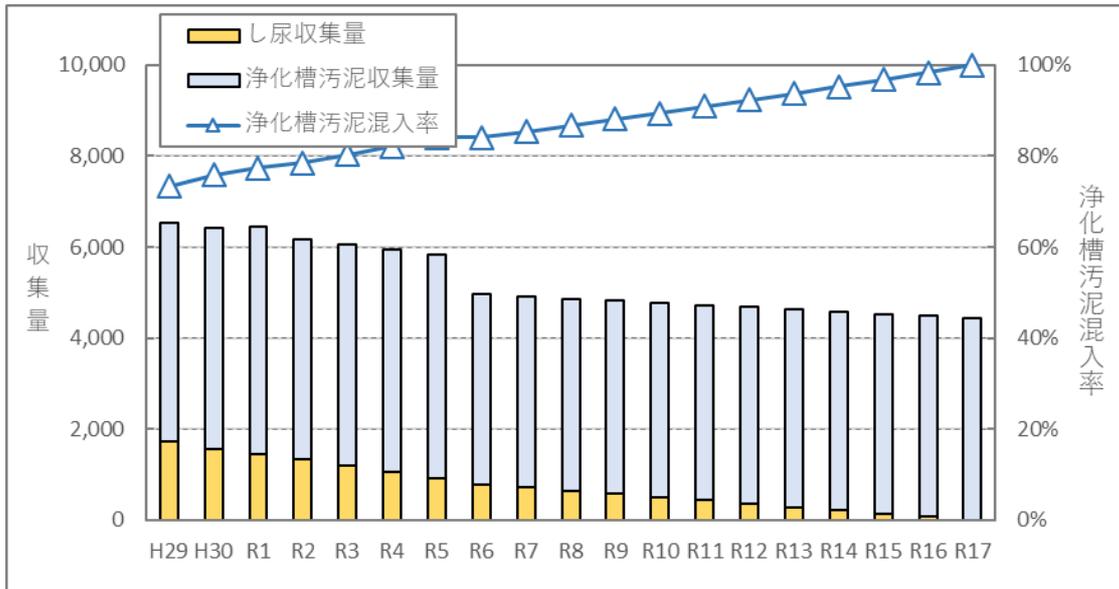


図 2.3 将来し尿・浄化槽汚泥収集量の見込み

第4節 処理計画及び目標達成のための施策

1. 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表 2.7 のとおりとする。

表 2.7 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
(2) 単独処理浄化槽	し尿	個人等
(3) 公共下水道	し尿及び生活雑排水	名取市
(4) 農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	名取市
(5) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	亙理名取共立衛生処理組合

2. 生活排水処理計画

(1) 今後の施設整備計画

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する啓発とともに、生活排水の処理施設を市全域にわたり整備完了するよう年次計画により整備していくことを勘案し、次の4項目を基本方針とする。

- 人口の密集地域においては、集合型処理施設を整備する。このため、大型合併処理浄化槽、下水道などの施設の特徴をよく分析し、適切な施設の配置により処理する。
- 集落の形態をなしていない分散している家屋については、各戸または共同で合併処理浄化槽により処理する。
- し尿汲取、単独浄化槽を設置している家屋については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しながら合併処理浄化槽への転換の指導、設置を推進する。
- 今後行われる宅地開発等については、開発規模及び地域の形態に応じて、集合浄化槽の設置を促進する。

また、本市においては生活排水の約 94%が公共下水道により処理する見込みとなっている。

したがって、個別処理区域として、本市は約 6%を合併処理浄化槽で処理する計画となることから、今後も計画的にし尿汲取・単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽への転換を図っていく必要がある。合併処理浄化槽の整備基数は、市民の住宅の建築状況にもよるが、本市としてはこれまでどおり 30 基/年の予算を確保し、整備促進に寄与するものとする。今後の見込みについて、表 2.8 に示した。

今後も、本市の根幹を占める公共下水道の計画見直しに従い、適切に個別処理区域の人口等を把握する必要がある、生活排水処理基本計画は、それらの事業計画との整合を図らなければならない。

表 2.8 合併処理浄化槽の設置整備計画

年度	単位	循環型社会形成 推進交付金	整備済基数 (R2は予定基数)
		設置基数 (補助分)	
令和2年度 (予定)	基	30	1,198
令和3年度	基	30	1,228
令和4年度	基	30	1,258
令和5年度	基	30	1,288
令和6年度	基	30	1,318
令和7年度	基	30	1,348
令和8年度	基	30	1,378
令和9年度	基	30	1,408
令和10年度	基	30	1,438
令和11年度	基	30	1,468
令和12年度	基	30	1,498
令和13年度	基	30	1,528
令和14年度	基	30	1,558
令和15年度	基	30	1,588
令和16年度	基	30	1,618
令和17年度	基	30	1,648
合計	基	450	

(2) 個別処理区域、集合処理区域に関する事項

本市が、合併処理浄化槽設置整備補助事業、農業集落排水事業、公共下水道事業を検討していく区域については、都市計画からの見地、地域の特性、周辺環境、水源地の保全等から定めることとする。

合併処理浄化槽を設置する区域は、農業集落排水及び公共下水道区域(全体計画及び事業認可)以外の区域全域とする。

(3) 浄化槽汚泥の収集運搬及び処理、処分に関する事項

合併処理浄化槽等で発生する汚泥は、従来通り亘理名取共立衛生処理組合（2市2町「名取市、岩沼市、亘理町、山元町」）の委嘱業者が収集運搬し当該組合のし尿処理施設で処理する。

3. 生活排水処理に関する広報・意識啓発の推進

生活排水処理対策の必要性、浄化槽管理の重要性について住民に周知を図るため、定期的な広告・啓発活動を実施する。特に、台所排水の対策等、家庭でできる対策について周知を図るものとする。

また、公共下水道の供用済みの地区においては、環境保全の観点、事業の経済的効果を早期に発揮させるためにも、下水道への接続を促進する。

住民に対しては、集合処理、個別処理区域における処理施設の種類選定(事業の選択)に当たっては、経済的な側面、また整備の迅速性の観点から、検討がなされていることを十分に説明し、住民の合意形成を行ない、事業の推進と共に住民の理解と協力を啓発し、効果的な各事業の促進を図るものとする。

4. 浄化槽の適正管理の推進

本市では、し尿汲取、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽へ転換を促すため、引き続き浄化槽設置整備補助事業により個人への補助を行い、特に単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ転換する場合についても、接続費用の一部補助を行ない、引き続きより一層の転換促進を行なう。

これに伴い、合併処理浄化槽の利用者は増加するものと見込んでおり、浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び定期検査について維持管理に係る個人負担の軽減を図るため、引き続き補助金の交付を行う。

参 考 资 料

参考編 地域の概況

第1節 一般概要

1. 名取市の沿革

本市の名の由来は、奈良時代に編纂された勅撰書の一つ『続日本記』の中にある「和銅6年（713年）12月2日陸奥国 新たに丹取郡を置く」の丹取が名取に改められたと言われている。

藩政時代に入ると伊達家の御家人と呼ばれる直轄地となり、増田村に代官所が置かれ、名取郡は66ヶ村に分けられ、明治まで統治された。

この66ヶ村のうち23ヶ村が現在の市域に該当するもので、明治22年4月1日、町村制の公布によって、増田村、東多賀村、下増田村、館腰村、愛島村、高館村の6ヶ村に統合された。

さらに、明治29年6月30日、増田村は増田町に変わり、昭和30年4月1日、東多賀村は閑上町に変わり、そして昭和30年4月1日、2町4ヶ村が合併して名取町となり、3年後の昭和33年10月1日に県下第7番目の市として現在の名取市に至る。

現在は、東北の中核都市仙台の南に接し、気候も安定しているという条件を生かし、工業、農林水産業を中心に順調に発展し、令和2年時点で約79,000人に到達した。

現在、「名取市第6次長期総合計画」が令和2年に策定され、基本理念は“愛されるふるさと なとり ～共に創る未来へつなぐ～”とし、継続的なまちづくりを目標としている。また、仙台都市圏の中での役割をふまえ、国際空港、東北自動車道（仙台南IC）、仙台南部道路（山田IC）、仙台東部道路（名取IC、名取スマートIC、仙台空港IC）、JR名取駅・館腰駅、仙台空港線（仙台駅と仙台空港を結ぶ仙台空港アクセス鉄道）など、恵まれた高速交通体系を生かしたまちづくりも、快適な都市基盤の整備と併せて進められている。

2. 地理的、地形的特性

本市は、仙台市の南東に位置し、南部は仙台空港を境に岩沼市に接し、東部は太平洋に臨み、緑豊かな丘陵地帯と白砂青松が重なる閑上海岸に挟まれた広大で肥沃な土地である。その内約 28%が山林で約 47%が田畑である。

市街地は、北から南に通じる JR 東北本線およびこれに併行する国道 4 号仙台バイパス沿線に増田地区および館腰地区を中心として形成されており、南側は岩沼市との行政界まで続く本郷、堀内地区から形成されている。

近年は、高館地区および愛島北目～塩手地区の開発による新市街地も形成されつつある。

表. 1 名取市の位置

方位	経度	地名	方位	経度	地名
極東	140° 58' 0"	閑上字東須賀	極南	38° 6' 30"	堀内字南
極西	140° 47' 14"	高館熊野堂 字今成西	極北	38° 13' 0"	高館熊野堂 字今成西
面積			98.17 km ²		
東西の距離			15 km		
南北の距離			8 km		



図. 1 名取市の位置

3. 気候的特性

気候は、表日本型で太平洋を北上する黒潮のため冬期でも比較的温暖である。気象概要の実績を表. 1、図. 1 に示す。

表. 2 月別気象概況(平成 30 年)

年次	平均海面気圧 (hpa)	気温(°C)					風速(m/sec)		降水量(mm)		最深積雪 日量 (cm)	平均湿度 (%)	地震回数 (回)
		平均			極		平均	最大	総量	最大日量			
		平均	最高	最低	最高	最低							
平成30年													
1月	1,013.4	1.1	5.5	-3.8	13.7	-9.2	3.8	19.7	34.0	23.5	15	68	5
2月	1,016.4	1.2	5.9	-3.6	11.9	-7.3	3.6	17.9	10.5	5.0	6	60	5
3月	1,017.2	7.0	12.3	0.8	22.9	-3.7	4.1	20.8	104.5	26.5	-	61	3
4月	1,014.0	11.8	16.8	6.4	26.4	0.7	3.4	18.0	35.0	17.0	-	67	3
5月	1,011.1	16.2	20.8	11.8	30.4	4.8	3.2	10.5	89.0	19.5	-	76	5
6月	1,009.2	19.7	23.4	16.3	29.8	11.3	3.3	10.7	73.5	52.0	-	89	-
7月	1,010.4	24.6	28.0	22.0	37.3	16.6	2.9	9.8	49.0	15.0	-	94	7
8月	1,008.8	24.5	28.1	21.5	37.2	13.6	3.4	13.8	223.0	86.0	-	84	4
9月	1,013.8	20.5	23.9	17.3	30.1	12.1	2.6	16.0	176.0	31.0	-	85	6
10月	1,015.8	16.0	20.7	11.1	29.7	4.9	2.7	22.3	56.5	15.0	-	76	9
11月	1,020.0	10.2	15.2	5.0	20.3	-0.4	2.5	11.4	9.5	7.0	-	74	4
12月	1,018.2	4.2	9.0	-0.4	16.7	-6.2	3.6	14.8	27.5	12.5	1	70	6

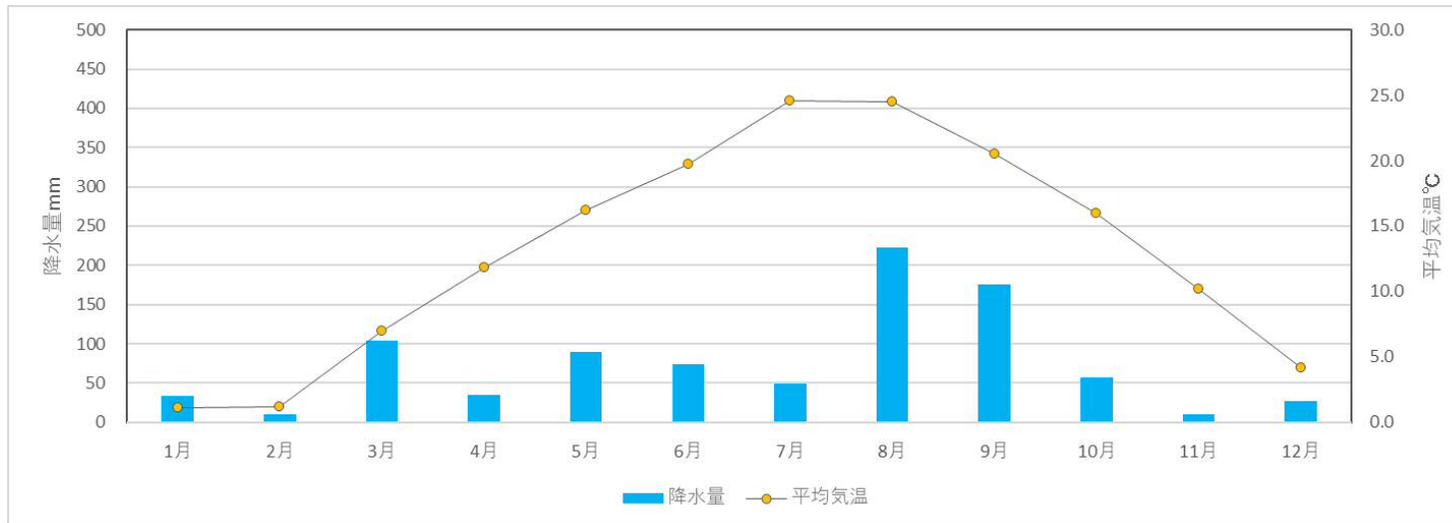


図. 2 月別平均気温と降雨量(平成 30 年 1 月~12 月)

表. 3 気象概況

年次	平均海面気圧 (hpa)	気温(℃)					風速(m/sec)		降水量(mm)		最深積雪日量 (cm)	平均湿度 (%)	地震回数 (回)
		平均			極		平均	最大	総量	最大日量			
		平均	最高	最低	最高	最低							
平成14年	-	12.2	16.6	7.9	36.9	-7.5	-	18.0	1,138.5	115.5	4	74	30
15	-	11.6	15.6	7.7	34.7	-8.9	3.3	20.0	1,211.0	62.0	18	75	85
16	-	12.6	16.8	8.4	32.5	-8.4	3.4	23.0	1,172.0	121.0	13	74	66
17	-	11.9	15.8	7.9	34.0	-9.2	3.5	19.0	805.0	50.0	19	73	47
18	-	12.2	16.0	8.3	33.5	-9.1	3.5	21.0	1,563.0	155.0	15	73	38
19	-	12.8	16.9	8.6	35.3	-5.2	3.3	19.0	1,092.0	116.0	5	73	36
20	-	12.3	16.4	8.3	32.3	-7.5	3.3	20.0	1,067.0	82.0	7	75	112
21	-	12.7	17.1	8.5	32.9	-6.2	3.2	19.9	1,145.0	118.5	8	74	44
22	-	12.8	17.0	8.7	36.0	-9.4	3.0	22.4	1,221.5	83.0	23	76	40
23	-	13.2]	17.6]	9.1]	35.9	-10.0]	3.0]	20.5]	1059.0]	251.5]	11]	75]	1,041
24	1,014.0	12.1	16.2	8.3	32.7	-11.8	3.2	22.9	976.5	72.5	15	76	210
25	1,013.4	12.2	16.4	8.1	36.0	-10.0	3.3	26.0	1,014.0	102.0	23	74	139
26	1,014.3	12.2	16.6	8.1	33.4	-8.6	3.4	18.6	1,189.5	102.5	25	74	94
27	1,014.4	13.1	17.2	8.9	33.1	-5.5	3.4	20.8	1,155.0	103.5	18	74	87
28	1,014.9	13.1	17.3	8.9	35.0	-7.3	3.4	21.5	1,114.0	90.5	7	70	97
29	1,013.4	12.3	16.7	8.1	34.6	-9.8	3.4	20.1	1,149.5	156.0	3	73	66
30	1,014.0	13.1	17.5	8.7	37.3	-9.2	3.3	22.3	888.0	86.0	15	75	57

資料: 気象庁仙台航空測候所(平成30年度名取市統計書より)

(注)1.表中の「]」は、統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている(資料不足値)。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いないが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上(以下)であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合がある。

2.表中の「)」は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値(資料が欠けていない)と同等に扱う(準正常値)。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の80%を基準とする。

3.地震回数は、名取市増田または仙台空港の震度1以上の回数である。
ただし、震度データの使用開始日は、名取市増田が平成14年3月20日、仙台空港が平成20年4月1日。

4. 人口

本市は、政令指定都市仙台市に隣接し仙台圏のベッドタウンとして位置づけられ、県内の中堅都市としてその立地条件の良さと恵まれた交通条件を活かしつつ、大・中規模の宅地造成開発も行われている。

東日本大震災直後の平成 23 年を除き、平成 30 年に至るまで着実に人口が増加し、平成 30 年には約 78,400 人に達している。

表. 4 人口と世帯数の推移

(各年9月末日現在)

年次	世帯数	人口			前年に対する増加率 (%)	一世帯当り人口	人口密度 (km ² 当り)
		総数	男	女			
平成							
H21	25,507	71,460	34,978	36,482	1.8	2.8	714
H22	26,200	72,746	35,599	37,147	1.8	2.8	727
H23	26,072	71,560	35,078	36,482	△1.6	2.8	715
H24	26,664	72,579	35,598	36,981	1.4	2.8	742
H25	27,511	74,139	36,377	37,762	2.1	2.7	758
H26	28,404	75,774	37,199	38,575	2.2	2.7	775
H27	29,081	76,940	37,840	39,100	1.5	2.6	784
H28	29,658	77,594	38,156	39,438	0.9	2.6	790
H29	30,195	78,354	38,525	39,829	1.0	2.6	798
H30	30,585	78,408	38,604	39,804	0.1	2.6	799

資料：総務部市政情報課(平成30年度名取市統計書より)

(注)住民基本台帳法改正により平成24年7月以降は外国人を含む。

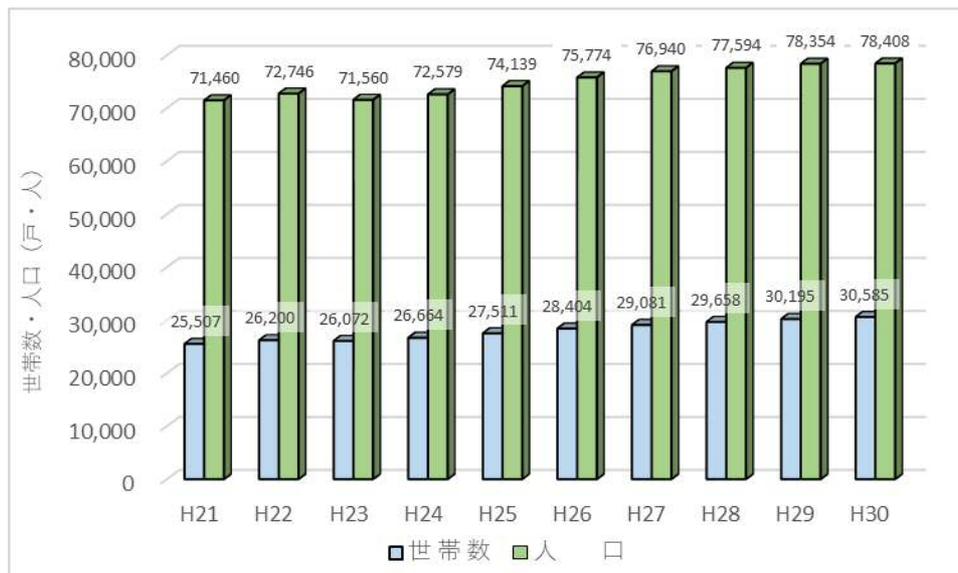


図. 3 人口と世帯数の推移

表. 5 人口動態

(各年12月31日現在)単位:人

区分 年次	自然動態			社会動態			人口増加
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成							
H21	548	△ 540	8	4,477	△ 3,065	1,412	1,420
H22	705	△ 527	178	4,159	△ 2,896	1,263	1,441
H23	651	△ 1,504	△ 853	3,917	△ 4,426	△ 509	△ 1,362
H24	645	△ 532	113	4,261	△ 3,150	1,111	1,224
H25	741	△ 528	213	4,937	△ 3,406	1,531	1,744
H26	718	△ 618	100	4,771	△ 3,504	1,267	1,367
H27	731	△ 605	126	4,554	△ 3,663	891	1,017
H28	737	△ 638	99	4,200	△ 3,578	622	721
H29	718	△ 658	60	4,199	△ 3,644	555	615
H30	599	△ 660	△ 61	3,915	△ 3,770	145	84

資料:生活経済部市民課(平成30年度名取市統計書より)

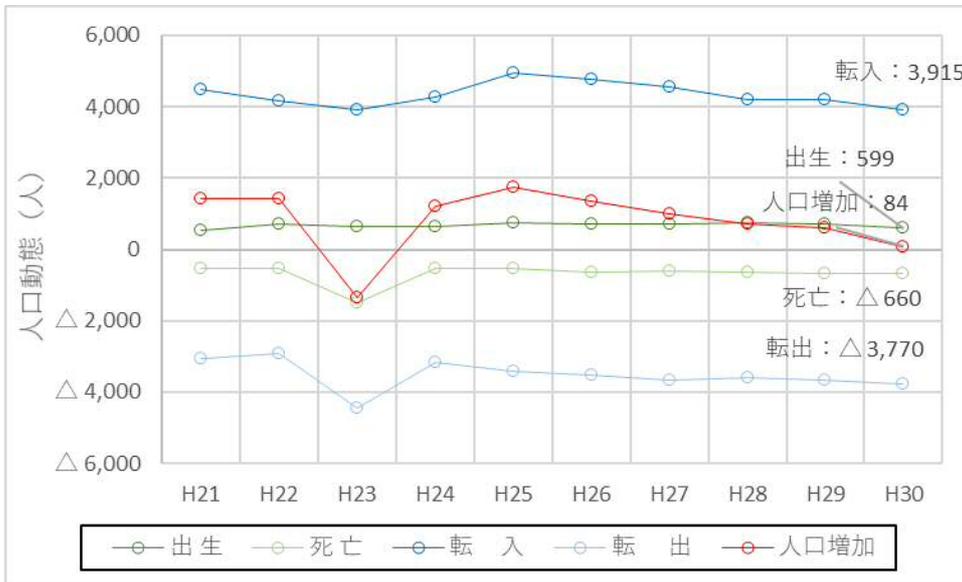


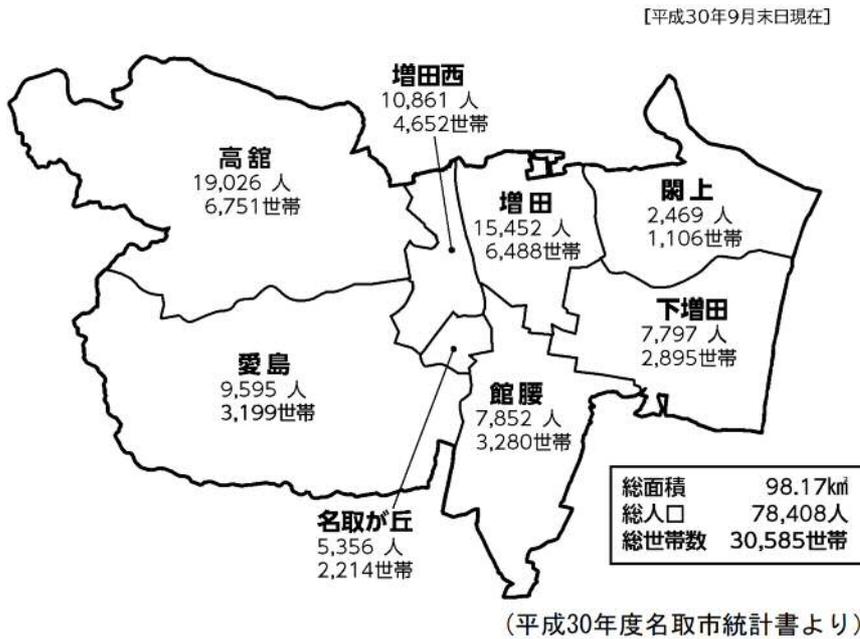
図. 4 人口動態の推移

表. 6 地区別人口

(9月末)

地区名	人口		
	H25	H30	増減
総数	74,740	78,408	3,668
増田	14,774	15,452	678
増田西	11,305	10,861	△ 444
名取が丘	5,792	5,356	△ 436
関上	2,537	2,469	△ 68
下増田	6,386	7,797	1,411
館腰	7,811	7,852	41
愛島	7,611	9,595	1,984
高館	18,524	19,026	502

資料:平成30年度名取市統計書より



- (注) 1.ゆりが丘・相互台・相互台東・那智が丘・みどり台の5団地は高館地区に含む。
 2.杜せきのした1丁目～3丁目・及び5丁目は増田地区に含む。
 3.愛島台・愛の杜・愛島郷の3団地は愛島地区に含む。
 4.美田園・杜せきのした4丁目は下増田地区に含む。

図. 5 地区別人口・世帯数 (平成30年9月末現在)

名取市 生活排水処理基本計画

令和 3 年 3 月改訂

名取市建設部下水道課
〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田 80
TEL (022) 384-2111(代)
FAX (022) 384-2961
